

質問に対する回答①

2024/7/12

滋賀県土木交通部道路整備課

工事名 : 令和6年度 第A706-5号 杉本余呉線補助道路整備工事

番号	質問事項	回答
1	<p>建設工事共同企業体協定書(案)</p> <p>(解散後のかし担保責任)において、民法の改正により「かし担保責任」と呼ばれていたものが「契約不適合責任」と呼ばれるようになりましたので、協定書(案)には「解散後の契約不適合責任」に置き換えて作成してもよろしいでしょうか。</p>	<p>「建設工事共同企業体協定書(案)」の第18条については、下記の内容に修正のうえ提出してください。</p> <p>(解散後の契約不適合責任) 第18条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。</p>
2	<p>特定調達契約競争入札参加資格審査申請書および共同企業体入札参加資格確認申請書の提出書類において、建設業許可通知書等の提出は必要でしょうか。 必要であれば、①～③のどの書類が必要でしょうか。</p> <p>①建設業許可通知書 ②令和6年1月1日以降に証明された建設業許可証明書 ③公告日以降に証明された建設業許可証明書</p>	<p>提出は必要ありません。</p>